

決算審査特別委員会会議録
〔平成 23 年第 3 回定例夕張市議会付託〕

平成 23 年 9 月 22 日(水曜日)

午前 10 時 45 分開議

◎付託案件

- (1) 認定第 1 号 平成22年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 認定第 2 号 平成22年度夕張市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 認定第 3 号 平成22年度夕張市市場事業会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 認定第 4 号 平成22年度夕張市老人保健医療事業会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 認定第 5 号 平成22年度夕張市公共下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 認定第 6 号 平成22年度夕張市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- (7) 認定第 7 号 平成22年度夕張市診療所事業会計歳入歳出決算の認定について
- (8) 認定第 8 号 平成22年度夕張市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定について
- (9) 認定第 9 号 平成22年度夕張市水道事業会計決算の認定について

◎出席委員 (7 名)

大 山 修 二 君
小 林 尚 文 君
高 間 澄 子 君
熊 谷 桂 子 君
藤 倉 肇 君
厚 谷 司 君
角 田 浩 晃 君

◎欠席委員 (なし)

◎出席参与

市長、松倉・島田監査委員、教育委員長、教育長、

理事のほか、関係の課長等

午前 10 時 45 分 開議

●高間委員長 それでは、只今から決算審査特別委員会を開催いたします。

本日の出席委員は 7 名、全員であります。

ほかに議長が出席されております。

次に、参与の出席であります。市長、松倉・島田両監査委員、教育委員長、教育長、消防長、理事のほか、関係の室長・課長等であります。

●高間委員長 次に、第 3 回定例市議会において本委員会に付託されました、認定第 1 号ないし第 9 号の 9 案件であります。この審査の進め方についてであります。初めに理事者から決算の概要について説明を聴取し、次に理事者の説明に対する質問並びに大綱的な質疑を行い、次に一般会計の歳出より款ごとに各会計決算書、証書類と順次審査を行い、最後に審査結果の取り纏めと採決を行いたいと存じますが、そのように取り進めてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

特に異議もないようでありますから、そのように取り進めてまいります。

●高間委員長 それでは、理事者の説明を求めます。

はい、財務課長。

●石原財務課長 おはようございます。

それでは、平成 22 年度夕張市各会計の決算につきまして、お配りをしております決算報告書によりご説明申し上げます。

まず、予算編成から決算に至るまでの経過の概要につきまして 2 ページをお開き願います。

本市の行財政運営は、財政破綻以降の平成 19 年度から 21 年度までの 3 年間、財政再建計画に基づき進めてきました。また、平成 22 年度からは地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、平成 20 年度決算における健全化判断比率が国の定めた財政再生

基準以上となったことから、策定が義務付けられた財政再生計画に基づき進めていくこととなりました。法律上、財政再生計画の総務大臣同意は任意でありましたが、本市の場合再生振替特例債を活用しなければ、今後の市政運営が極めて困難な状況であったことから、計画策定にあたっては、大臣同意を前提とし、北海道や国と協議を行いながら進めました。

財政再生計画は、財政再建計画を基本としながらも、これまでの進捗状況を踏まえ個別経費の適正な見直しと新たに計画に盛り込むべき経費を懸案事項として整理し検討を重ねました。この間、住民への説明会を 3 回延べ 18 回、また、議会主催の地域懇談会も延べ 6 回開催したほか、ホームページや広報誌へ進捗状況を掲載するなど住民への説明と理解に配慮しながら策定しました。最終的に財政再建計画より 2 年の期間延長となったものの、計画に反映させた懸案事項は 74 項目となり、平成 22 年度から 38 年度まで実質 17 年間にわたる財政の再建と地域の再生に向けた取り組みがスタートしました。

平成 22 年度当初予算は、平成 22 年 3 月 9 日総務大臣の同意を得た財政再生計画により編成しました。一般会計は、平成 21 年度計上の繰上充用金、平成 22 年度計上の起債借換を除いた実質ベースで比較した場合、対前年度約 33 億円、46.3 パーセントの増加となりました。また、各特別会計においても計画の中の各会計繰出金と連動する形で、それぞれの制度に基づく適切な事業と財源を考慮し編成を行いました。

一方、地方財政を取り巻く状況は、国税収入等が引き続き落ち込み、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより財源不足が過去最大の規模に拡大するとの見通しが示されました。このような厳しい状況の中、新政権となった民主党の下で出された平成 22 年度地方財政対策の方針は、地域のことは地域で決める、地方財政の財源確保及び住民生活の安心と安全を守るなどであり、このような方針に沿って講じることとされた対策の概要は、地方交付税の対前年度対比 1.1 兆円の増額、

地方税収入等の減収に伴う財源不足とその補てん措置及び地方税制改正などでありました。

このような状況の中スタートした平成 22 年度は、7 月に示された普通交付税において計画を上回る決定となり、さらに国税収入の増額補正が行われたことから 12 月には追加交付がされました。最終交付額は、計画を約 3 億円上回ることとなり、9 月にはその一部を財源として計画変更することが出来ました。

計画策定後に生じた新たな諸課題に対応するため、その必要性、緊急性、財源を考慮しながら一般会計においては計 4 回、総額 6 億 4,319 万 5,000 円の当該年度の計画変更を行いました。これらの変更にあたっては、国の補正予算に伴う交付金をはじめとした国・道支出金や新過疎法に基づく過疎債ソフト分の活用などにより財源対応しました。なお、計画変更総額のうち、4 億 4,857 万 3,000 円は、前年度生じた決算剰余金等の財政調整基金への積み立てであり、今後の活用については、国・道と協議を行いながら決定をしていくことになります。また、新規採用職員の前倒しや再生振替特例債の実借入に伴う後年次の変更を 12 月・3 月の 2 回行ったところです。

決算において、収支均衡を見込んでいた一般会計は最終予算と比較すると、地方交付税や市税収入などの歳入増、扶助費などの義務的経費や各事業における入札執行、節約などによる歳出減と関連財源の減などによって、実質収支約 5 億 1,700 万円の黒字となりました。また、特別会計においても、すべての会計で収支均衡以上となり、今後も適正な運営を図って参ります。

財政再生団体となって初めての予算執行は、前述のとおり最終的に黒字を達成することが出来ました。各方面から夕張を支援していただいた皆様に感謝を申し上げますとともに、引き続き市民皆様のご理解とご協力を得ながら、市民の安全・安心を守るため山積する諸課題に適切に取り組んで参ります。

次に、4 ページをお開きください。ここでは各会計の予算及び決算の状況を記載しております。

次に、5 ページをご覧ください。一般会計の決算

につきましては下段に記載のとおり、歳入決算額 125 億 6,739 万 9,000 円に対し、歳出決算額は 120 億 4,094 万 9,000 円となり、差し引き残額 5 億 2,645 万円に翌年度繰越財源 913 万 4,000 円を差し引いた額 5 億 1,731 万 6,000 円は全額繰越しました。

次に、6 ページ、7 ページは款別の予算執行状況、8 ページ、9 ページは性質別の予算執行状況、10 ページは市税の内訳、11 ページは予備費充用額の内訳をそれぞれ記載しております。

次に、12 ページから 21 ページは一般会計事業別決算に関する調べであります。一般会計における全事業を掲載しておりますので後ほどご参照いただきますようお願いし、説明を終了いたします。

続きまして 22 ページ、23 ページ、国民健康保険事業会計の決算につきましては 22 ページ下段に記載のとおり歳入決算額 20 億 1,348 万 8,000 円に対し、歳出決算額は 19 億 5,590 万 5,000 円となり、差し引き残額 5,758 万 3,000 円は全額繰越しました。

次に、24 ページ、25 ページ、市場事業会計の決算につきましては記載のとおり、歳入決算額 349 万 9,000 円に対し、歳出決算額は 191 万円となり、差し引き残額 158 万 9,000 円は全額繰越しました。

次に、26 ページ、27 ページ、老人保健医療事業会計の決算につきましては記載のとおり、歳入決算額 1,226 万 2,000 円、歳出決算額 1,226 万 2,000 円と歳入・歳出同額となりました。

28 ページ、29 ページ、公共下水道事業会計の決算につきましては記載のとおり、歳入決算額 2 億 6,567 万 8,000 円、歳出決算額 2 億 6,567 万 8,000 円と歳入・歳出同額となりました。

次に、30 ページ、31 ページでございます。介護保険事業会計の決算につきましては記載のとおり、歳入決算額 14 億 6,011 万 5,000 円に対し、歳出決算額 14 億 5,800 万 1,000 円となり、差し引き残額 211 万 4,000 円は前額基金へ積立てました。

次に、32 ページ、33 ページ、診療所事業会計の決算につきましては記載のとおり、歳入決算額 1 億 6,623 万 1,000 円、歳出決算額 1 億 6,623 万 1,000

円と歳入・歳出同額となりました。

次に、34 ページ、35 ページ、後期高齢者医療事業会計につきましては記載のとおり、歳入決算額 2 億 3,497 万 6,000 円に対し、歳出決算額 2 億 3,478 万 7,000 円となり、差し引き残額 18 万 9,000 円は全額繰越しました。

最後に、36 ページから 40 ページにかけて掲載しております内容につきましては、参考としてご覧いただきたいと思います。

以上で、水道事業会計を除く各会計の決算の概要について説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

●高間委員長 はい。

●天野上下水道課長 続きまして、水道事業会計決算の概要についてお手元の資料に基づきまして、説明したいと思います。

はじめに、資料の 1 ページでございますが、水道事業会計決算の概要を表にしたものでございます。

表の左側 1 の収益的収入及び支出であります。この表は収益的収入と支出の最終予算と決算額を比較したものであります。

はじめに、収入であります。収入における水道事業収益の決算額 (C) は 3 億 9,052 万 6,000 円となり、最終予算との増減額 (C) - (B) では 876 万 1,000 円の増となりました。

次に、支出であります。水道事業費の決算額 (C) が 3 億 84 万 8,000 円となり、最終予算との増減額では 963 万 7,000 円の不用額となりました。

左側下段にあります収益的収支の差し引きは税込みで 8,967 万 8,000 円の計上利益となりました。

次に、表の右側の資本的収入及び支出について、収入からご説明申し上げます。収入における資本的収入の決算額は 3,369 万 3,000 円となり、最終予算との増減額 21 万 5,000 円の減となりました。支出につきましては、資本的支出の決算額 2 億 3,070 万 3,000 円となり、最終予算との増減では 2,653 万

8,000 円の不用額となりました。中段にございます資本的収支の差し引きは 1 億 9,701 万円の不足となりました。

次に、3 の総体収支であります。収益的収支と資本的収支を合わせた総収支では 1 億 733 万 2,000 円の不足となるものであります。

次に、4 の当年度累積資金過不足額であります。 (ア) の総収支計差引額 1 億 733 万 2,000 円の不足に対し、 (イ) の当年度損益勘定留保資金 1 億 4,931 万 2,000 円を補てんすることにより (オ) の単年度資金過不足額は 4,198 万円の資金余剰となるものでありまして、 (カ) の前年度資金において 1,513 万 7,000 円の資金余剰がありましたので、これを加えた (キ) の当年度累積資金過不足額は 5,711 万 7,000 円の資金余剰となったところでございます。

次に、資料の 2 ページ水道事業会計年度別収支比較表であります。本表は平成 17 年から 22 年までの収支比較表でありまして表の右端の集計は前年度と比較したものを記載しております。前年度比較において収益的収支の収入について、収入の計で前年度より 781 万 5,000 円の減となりました。この主なものは営業収益の減でありまして、これは給水人口減少に伴う料金収入の減によるもので前年度より 909 万 4,000 円の減、率にしまして 2.4 パーセントの減となったものでございます。また、支出では、支出の計で前年度より 1,675 万 9,000 円の増となりましたが、主なものは営業費用において量水器更新事業などによる資産減もどきの除却費 1,909 万 2,000 円を計上したことによって増となったものでございます。

資本的収支における収入及び支出の対前年度減につきましては、前年度において企業債償還金の繰上償還、これが 6 億 3,660 万 2,000 円あったことから、これが減の主な要因となっております。

次に、資料 3 ページでございます。資料 3 ページは年度別給水収益調であります。平成 17 年度から平成 22 年度までの給水収益の内訳を比較したものであり、右端が前年度と比較したものを記載しており

ます。表の一番右下比較欄の合計金額において 998 万 7,000 円の減、率にしますと 2.6 パーセントの減となりますが、これは主に計量給水が人口減による影響で 2,064 件の減、金額で 795 万 6,000 円減額となっております。

次に、資料の 4 ページでございます。給水収益構成比較調であります。給水収益の構成比を前年度決算数字と比較したものでありますのでご参照願います。

次に、資料の 5 ページであります。平成 22 年度未収金の内訳であります。決算書では未収金の額が 3 月 31 日現在のものであり、給水収益の現年度が 9,288 万 8,000 円、給水収益の過年度が 6,527 万 9,000 円で、その他を含めると未収金合計額は 1 億 5,837 万 9,000 円となります。平成 22 年度の 3 月末と 5 月末における未収金がありますが、差し引きで 5,608 万 2,000 円の未収金の差があります。これは平成 21 年 10 月より奇数月の各月検針としたことによりまして 2 月分と 3 月分の使用料は 3 月検針となりまして、従いまして 2 月分が 4 月末、3 月分が 5 月末の納期となるため、この分が納付されたことにより未収金の差が生じるものであります。従いまして、実質の未収金は 5 月末の納期までに納付されたものを差し引きすると未収金額の計は 1 億 229 万 7,000 円となります。また、給水収益の現年度で前年度と比較いたしますと (A) - (B) で 1,125 万 7,000 円の減となり、給水収益現年度の収納率も 90 パーセント、全体では 81.2 パーセントと前年度より収納率は若干上昇したところであります。

次に、資料 6 ページ、水道使用料滞納状況一覧表であります。この表は滞納原因などについて昨年度と比較したものであります。平成 22 年度の滞納件数の合計は 5,148 件、金額で 1 億 229 万 7,000 円ですが、その中で区分 4 のその他の件数 4,653 件のうち、4 の (B) の口座振替等による一時的未納については 5 月末までに市に納付されない分 4,405 件、金額で 1,755 万 9,000 円が一時的な未納として含まれているものであります。この分を除きました

未納額の合計は、一番下段に記載しております 4 その他 (B) を除いた未納額の合計で 743 件、8,473 万 8,000 円が実質的な未納額となるものでございます。滞納状況の内訳のうち前年度と比較し増加をしたものについては、区分 2 の (E)、生活保護や (F) の破産、相続放棄などありますが、前年度と比較し大きく増加しているものとして、4 のその他の (A) 一時的な未納・完納見込み等があります。これは景気低迷などの影響で社会的失業や収入の落ち込み、また高齢者が年金受給時に支払うなど、一時的に未納となる世帯が増えたことによるものとして分析したところでございます。

また、後ほど税務担当より滞納状況一覧の説明がありますが、下水道使用料につきましても水道使用料と同じく奇数月検針となっていることから、5 月末までに納付されない一時的な未納が 1,090 件、376 万 1,000 円あります。この分を除いたものが水道使用料と同じく実質的な未納額としていっているところでございます。

以上で資料の説明をいたしました。景気の低迷など厳しい社会情勢が続く中、平成 23 年度以降におきましても給水収益の確保は厳しく、また不安定な状況にあります。未収金対策や経常経費の節減に努め資金収支の均衡を図るとともに安全で安定した水道水の供給に努めてまいりますのでよろしくご審議のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上で水道事業会計の概要の説明を終わります。

●高間委員長 はい。担当課長、はい。

●三浦財務課税務担当課長 私より委員の皆様のお手元に配布しております資料、平成 22 年度市税等滞納状況一覧についてご説明を申し上げます。

ご覧のとおり、市の主な未収金であります 14 科目の状況を二段にお分けしてお示ししております、下段の一番右に総計を集計してございます。昨年からこの資料の様式を一部変更いたしました。滞納対策を進めていく上で重要となります滞納原因別に横の欄を区分しております、上から 1 の納付意識が希薄、2 は納付資力が低い、3 の接触不能、4 のそ

の他に分類し、2 と 3 につきましては更に細かな分類を行い、5 月末の出納閉鎖時点におけるそれぞれの件数と金額を記載してございます。なお、件数につきましては、科目ごとには人数で記載しておりますが、科目をまたいで重複する対象者がいることから総計の集計としては延べ人数ということになります。なお、ただいま下水道課長から説明がありまして、昨年より各月検針が実施されましたことにより 5 月末までに納付されない一時的な未収が生じますが、この部分を除き実質的な未納の件数と金額でお示ししている内容でございますのでご承知を願いたいと存じます。

この結果、平成 22 年度末での未収額の総計は延べ 3,340 件、7 億 5,254 万 3,000 円となりまして、前年対比で 18 件、388 万 5,000 円の増となっているものでございます。

以上で説明を終わります。

●高間委員長 はい。それでは、説明に対する質問並びに大綱的な質疑に入ります。

はい、小林委員。

●小林委員 ただいま滞納状況、水道、それから市税等の滞納について説明ありましたけれども、その中で私ども大変日頃前回もお話しあったとおりにご努力されている部分は大変敬意を表したいと思えます。

しかしながら、今言われているお話し、説明あった中で、滞納の中でそれぞれ区分に分けているのはわかりますけれども、そういう中であって水道、それから住宅ですか、そういう部分の中でなかなか改善されない部分もでてきてると、そういう中で経過の中でそういう方々の状況がこの中では今一度見えない部分もありますし、対策もこれから考えていかなければならない部分もありますので、もう少しその方々の状況が確かに収入等の部分もあろうかと思えますけれども、実際その場所に住んでおられるのかどうかも含めて、そういう傾向、状況をもうちょっと説明をしていただければと思います。

●高間委員長 はい、財務課長。

●石原財務課長 ただいまの小林委員のご質問ですが、担当が多岐にわたっておりますので各担当よりその項目ごとにご回答をしたいと思います。よろしく願いいたします。

●高間委員長 はい、担当課長。

●三浦財務課税務担当課長 前担当といたしましたは、この一覧表で申し上げますと上段の上、各種の市税、それから国民健康保険料、後期高齢者保険料、介護保険料、それから飛んで一番下の右の医療費負担金というのを担当させていただいております。全体の流れとしてはですね、長引く不況、雇用不安、それから人口減が続く中で年々調定額とともに収入も減っている状況でございます。滞納対策としては、従前からきめ細やかな住民対応、法令に基づく督促状や催告書の発送、それから近年にわたりましてはですね、積極的な滞納処分等々の対策を講じております。全体的な滞納としてはですね、一つには現年度分という考え方と滞納繰越分、所謂、今年の決算で言いますと 22 年度分に納付すべきものとそれから過去からの引きずっている、21 年度から入らない溜まっている部分という考え方がございます。基本的にはまず現年度優先、今年の方はまず今年頑張ってお払いじゃないかということの基本路線で進めております。尚且つ過去からのものもですね、その方々の状況をつぶさに把握しながら納付意思がどの程度あるのかといったこともつぶさに状況を把握しながら個別に進めているところが実態でございます。しかしながら、解消されていく部分はあれども、努力に対して解消されている部分もあるんですけども、残念ながら現年度の部分でですね、新たに滞納として発生してくる部分もございます。これらも含めて対策は講じているところなんですけれども、その結果、今回この資料を取り纏めところによりまして全体的な額としては 18 件、表の一番下の右にありますけれども総体で、各科目での増減はありますけれども 18 件、388 万 5,000 円の微増という結果になっているというところでございます。

●高間委員長 はい、それでは次、はい、じゃ上下水道。

●天野上下水道課長 上下水道課につきましては、昨年と比較しまして滞納原因、これはあくまでも納付資力がない方、この方につきましては生活保護に移行したり、または相続放棄、そっちの方に移行されているものもあります。また、納付誓約をされた方でも一生懸命支払っていく中で一時的な未納まで回復した方もいらっしゃるということで若干であります。こういう変更があると。その中で悪質な滞納者っていうのがありますので、それにつきましては、昨年 22 年度におきましては催告書を送付しております。催告書昨年で 780 件あまり送りまして、その中でいろんな方々の納付相談、また、納付誓約をいただいているということで事務的に進めております。また、恒常的な悪質滞納者、これにつきましては、この中から約 50 件程度ありまして、内 19 件程度につきましては接触あり、約束はとれたということで停水を解除してます。また、その後も随時相談に応じまして給水停止をしているところであります。また、現在においては約 4 件、3 月末で約 4 件、内 1 件が入居中という状況になっております。今後におきましても滞納者につきましては、納付誓約を取るなど接触する機会を増やしまして何とかこういうものを解消していきたいというふうに思っておりますし、悪質な者については給水停止の実施というふうに考えておりますので、今後ともそういう方向で収納率の向上に努めていきたいというふうに考えております。

●高間委員長 はい、住宅。はい。

●中港建設課建築住宅担当課長 住宅料の未納についてご説明をいたします。

滞納の原因につきましては、税務担当課長の方からご説明ありましたようにそれぞれの 1 から 4 の区分に分けて、そのような状況になっております。

それからですね、住宅使用料の収入率で見た場合ですね、現年度につきましては既に行政常任委員会でもご報告のとおり若干ですね、1 パーセント程度

収納率が上がっております。ただですね、住宅使用料全体で見た場合ですね、それが収納率の向上にはまだつながっていないという状況にあります。若干ですね、収入率については下落傾向にある状況になっております。住宅使用料の悪質滞納者が依然としている状況にはあるんですが、全体として見た場合、市内のやはり雇用情勢が厳しいという状況にあって、今後もですね、前年に引き続き収納率の増加が図れるような取り組みを進めていきたい。それから、入居者の納付に対する意識の向上も図っていききたいというふうに考えております。それから、その納付に係るですね、取り組みとして、じゃ、どういことをしているかと言いますとですね、金額の大小を問わず滞納者に対しまして随時電話、それから個別に訪問して催告というのを行っております。それから、市民との信頼関係を構築し易くするために、地区ごとの担当職員を設置しまして相談業務を進めております。このような地道な対応を続けていくことで改善を図っていききたいなというふうに思っております。

以上です。

●高間委員長 あと、ほかございますか。保健福祉とかはいいですか。

小林委員。

●小林委員 今説明いただきました。大変ご努力されている部分とそれから何点かお聞きしたいんですけども。その中で一つは法的手段の部分でお話しありましたけれども、その法的手段の中で経過としてかなり効果が挙っているものと理解してますけれども、そのような理解でよろしいのか、また、もう一つユーパロの湯の関係の部分、前にも説明をいただいている程度理解はしているつもりなんですけれども、その部分の対策とも含めて経過、また今後の部分もあろうかと思しますので、今日は決算委員会でするので、その部分もちよとお話をいただければと思います。

●高間委員長 そしたら。はい、課長

●三浦財務課税務担当課長 法的な手段としての

効果的な面でのというご質問がございましたが、子どもの税務担当の方からですね、一番非常にわかり易いお話しとしてですね、所謂、滞納処分、財産の差し押さえというものがございます。これは特に過去にはなかなか夕張手付かずの部分があったんですけども、財政破綻以降ですね、道職員の方の応援派遣をいただき、ノウハウをいただいたりする中でですね、明らかに積極策として展開してきている部分でございます。年々増加件数、金額ともに増加している部分でございますが、件数と金額で申し上げますと平成 19 年度には 84 件、319 万 5,000 円総額になります。それであったものが、平成 22 年度におきましては 117 件、511 万 5,500 円失礼しました。515 万 5,000 円の差し押さえとしての実績と効果を挙げております。中身につきましては、確定申告期における国税還付金の差し押さえ、これは従来からやっていた部分だったんですけども、これ以外にですね、近年には、所謂、財産調査を行ったうえでの預金の差し押さえ、給与の差し押さえ、それから年金の差し押さえ等々のことを行っておりまして、特に年金の差し押さえでは額も大きく定期的に入ってくる部分でありまして大きな効果を挙げているところでございます。

●高間委員長 あと、ユーパロの湯。ユーパロの湯の件は。はい。

●小林上下水道課技術担当課長 ユーパロの湯の水道の、水道料金の滞納につきまして、これまで市の指定管理業者に対しては、その経営状況を調査して支払計画書を提出させて担当課合議のもと誓約をとってまいりました。その後、何回か支払が滞ったため、支払可能な単年度額を返済させるとともに、その都度担当課を交えて経営状況の実績状況などを提出させ支払計画の変更を行いました。また、ユーパロの湯は一般家庭と違い給水停止が即営業停止となることから担当課とも協議し、経営診断やアドバイスを受けさせるなど支援も図ってきたところであります。しかし、その都度先方から今後の営業の継続については可能であるとの説明を受けてきたもの

です。当該施設は夕張市を代表する観光施設であり、隣接する老健施設への温泉の供給もしておりました。また、地元の雇用の受け皿という側面もあり、何より温泉入浴を楽しみにしている市民も多数いることから、指定管理業者の説明に基づき、収支の改善を行いながら営業を継続できるよう市として支えてきたものであります。最初のシルバーリボンの滞納額については、1,300 万円であり、これは破産手続きが終了しまして配当についてはありませんでした。2 回目の会社につきましては、今破産手続中で債権整理中ですので、滞納額については公表できませんが、原因としては入浴客の急激な減少による収入の減によるものでありました。水道料金の徴収は市税などと違い強制徴収できない債権でありますので、滞納者の実態調査は勿論のこと財産調査もできないことから、今後指定管理業者を選定するときは、維持管理などに係る経費との収支を検討したうえで市としましても、このようなことが二度と起こらないように心掛けるとともに、水道事業としても滞納が起ったら即停止するなど、市としての対応をしていくこととしております。

●高間委員長 はい、課長。

●三浦財務課税務担当課長 私の方から入湯税等々の未納の処理に関してご説明を申し上げます。

一つ目の業者はですね、昨年ご承知のとおり管理を返上した業者になりますけれども、閉鎖間際の入湯税、それから当該年度の法人市民税での未納額が一時的に発生しました。しかしながら、速やかに預金、自動販売機の手数料、温泉利用料、出資金、生命保険解約返戻金等々の差し押さえを 10 件行いまして、結果未納額がなく全て完納になりました。完納になったうえに、二重差し押さえを行っておりまして残金といたしますか、まだ残りが出ましたので、その分を下水道料金の方に一部配当をしてございます。それと、もう一件、それ以前の業者がございましたが、こちらの業者の分につきましては、21 年度の決算書にもその額が出て来る訳なんですけれども、21 年度の時点で破産開始が始まりまして、その後法

的な立場で交付要求をし、その後全ての破産手続き、資産換価が終わりまして一部市への配当がございました。しかしながら、その後 22 年度内に裁判所における破産手続き廃止決定がなされ、全ての手続きが終了いたしましたので、この件につきましては、平成 22 年度におきまして残りました入湯税、法人市民税等については不納欠損処理をして 22 年度決算書上は未納額がないということになってございます。

●高間委員長 はい、小林委員。

●小林委員 ただいま説明をいただきました。理解が出来ましたが、こういうものは固定化すると大変難しくなってくるかと思います。そういう中でこれからもご努力をお願いをしたいと思います。

以上です。

●高間委員長 はい、ほかにございますか。

はい、藤倉委員。

●藤倉委員 まず、各担当の方々がですね、滞納改善に努力されてることににつきまして敬意を表します。

お聞きしたいのは、トータル的な話しですが、今いろいろその悪質な方々とか、未納の方々との接触状況いろいろやってますけど、私がお聞きしたいのは 3 番目の接触不能部分、転出されて行方がですね、住居が不明であるとか、また死亡されて回収が不能だとか、所謂、こういうことにつきましては、悪く考えますと人口減のなっている中で、そういうその転出された後の住居が不明になってくる方が出てくる、若しくは場合によっては今言いましたように死亡による収納不能と、こんなことになってくる。そうすると、ここんところは回収にとってはなかなか難しいと、また回収不可能な部分もでてくる訳ですね。そういうことで各住宅とか水道とかありますけど、トータル的にこの接触不能、生死、行方不明者、住居不明者、それから死亡等についての滞納が累積されていくと、こういうことについて公にどういようにお考えになさっているのか、まあ、先ほどありました不納決損ということもありますけども、大変な財産、夕張市の財産の減に繋がるんでちょっと

この辺はどう考えてられるのか。

●高間委員長 はい、担当課長。

●三浦財務課税務担当課長 今、藤倉委員よりご指摘のありました、この一覧表で申し上げます 1. 2. 3. 4 の区分における 3 の接触不能の部分につきましては、ご指摘のとおりでございます。1. 2 の、それから 2 の A. B. C. D、4 ぐらいのランクされている方々についてはですね、われわれとしての徴収努力も余地がこれからも十分あるところであり、税の負担、料の負担といった意味から公平性を欠かないためにも引き続き徴収努力をしていかなければならない部分ではございます。

しかしながら、お話しのありましたとおり調査等をしてですね、なかなかこの先見込めないというような案件も中には出て来ます。それらのものが 3 として分類されている部分でありまして、所謂、この部分は不良債権というような形になりますでしょうか。市としてもですね、今後の対応のあり方については、どこの自治体でもあることかも知れませんが、大きな課題の一つとしてなっております。

●高間委員長 はい、よろしいでしょうか。はい、ほかにございますか。

はい、角田委員。

●角田委員 それではですね、決算の中で寄附金というところが出てまいります。ハンカチ基金も含めていろんな寄附をいただいているところにあります。

それでですね、一般寄附並びにハンカチ基金に積み立てる、それぞれ寄附をいただいたときにどのようなすみわけで、どこに基金なり、何かに付けてるのか、後、ふるさと納税も含めてですね、それらの状況を聞かせていただきたいです。

●高間委員長 担当課長かな。はい、まちづくり企画室長。

●熊谷まちづくり企画室長 角田委員のご質問にお答えいたします。

寄附金に対してどのようなすみわけをしているか

ということでございますけれども、夕張市には大きく分けて二つの寄附金がございます。一般寄附とまちづくり寄附条例に基づく幸福の黄色いハンカチ基金に積み立てる寄附金でございます。これを総称してふるさと納税というふうに呼んでいるんですけれども、ふるさと納税の実態は寄附金でございます、寄附をすることによって税の控除が受けられるというそういうシステムになってございます。内容といたしましては、どのようなすみわけをしているかと言いますと、ふるさと納税の中でも特に幸福の黄色いハンカチ基金というのは、幸福の黄色いハンカチ基金にまちづくり寄附条例に基づいて積み立てをし、その目的に沿って使用する寄附ということでございます。委員の皆さんご承知のとおり、夕張市の地域の再生ですとか、子供達の健全育成ということでの、そういう形の助成ということですから、指定された団体への寄附もできますので、そちらに対して助成していく、全額を助成していくという形で皆さんの趣旨に基づいた助成を展開してございます。もう一つの寄附が一般寄附という寄附なんですけれども、こちらは使途を特に指定しない寄附ということで、何にでも使える、一般財源として使えるという寄附でございます。

以上です。

●高間委員長 はい、角田委員。

●角田委員 特にですね、特にですね。一般寄附の場合は使途が指定されていないということで、それらの、所謂、使い道というか、それを我々なかなかわからないんですよ。寄附としてはいつも額は、額面は出てくるんだけど、これがどこに納まって、どういう形で使われたかっていうことがほとんど掴めていないという現状がありまして、その辺について、全てとは言い難いですが、どのような形で活用されているのかということで、その辺全てとは言いませんけれども、一般寄附の場合は使途が指定されていない、指定されていないからこそどのように使ったかという報告が本来必要な筈なんで、その辺全てとは言いませんけれども、主だった形での使い道

についてお知らせ願いたいんです。

●高間委員長 はい、財務課長。

●石原財務課長 角田委員の質問でございますが、お答えしたいと思います。

一般寄附について、その使途、使われ方というのはどういう事業に使われるのかというところの、見えるような形というようなご質問だと思います。

ご承知のとおり寄附金というのは、一般財源でございますので、その他の税との一般財源収入と色分けというのはしていません。それで、新たな補正予算の事業であるとか、そういうところの一般財源にも当然使われるでしょうし、または、翌年度へ繰り越しとなる剰余金、それにも含まれているという場合もあるか思います。特定の、繰り返しますけれども、色分けというのはされない、出来ないという方が正しいと思います。

以上でございます。

●高間委員長 はい、角田委員。

●角田委員 それではね、そういうことだということで使い分け、使途が指定されてない訳ですから、所謂、一般財源の中において割合、この部分が、所謂、寄附等でいただいたものですよってことのすみわけがわかるようであれば、これはそれでいいいたします。

あと一つ要望になりますが、ふるさと納税という言葉が最近いろんな集まりのところ、例えば何とか夕張会とかにおきましてですね、当初は活発に行われていた筈なんですけど、昨年度あたりにはですね、殆どこのような働きかけというのを見かける場面がないという恰好になっております。やはり、こういう時こそわがまち夕張は、ふるさと納税に対して積極的に声をかけていただきたいということで、これは要望にいたしますが、是非これからも札幌や旭川との、また東京ともですね、積極的にこの部分についてはアピールをしていただきたい。これ要望にしておきます。

●高間委員長 はい、それでは要望ということでよろしく願いいたします。ほかにはございますか。

はい、熊谷委員。

●熊谷委員 財政破綻以降、特にこの年度は再生計画の初年度だというふうに思います。市民からはですね、財政破綻について国や道や企業や銀行の責任あるかないかと、そういったことを明らかにされないまま市民に大きな負担が被せられるということに対して、それは問題なんじゃないかという声が強くと挙っているというふうに思います。それがね、明らかにされないまま、こうやって再生計画、初年度、こうやって決算になった訳ですけども。そのことにつきまして、その決算も前市長と道などが協議しながらという、そういうことで再生計画も作られ、決算を向かえたんですけども。鈴木市長がこの 4 月から鈴木市長になられて、現市長としてね、このことについてどういうふうに評価し、今後どういうふうにしていきたいのか、そこら辺の所信をお聞かせしたいと思います。

●高間委員長 市長よろしいですか。

はい、市長。

●鈴木市長 熊谷委員のご質問にお答えいたします。

責任の所在っていうご質問だと思います。ちょっと、決算の中身から改めてということなんですけど、私の考え方としてはですね、北海道や国っていうところが、今現に再生計画、その前進である再建計画策定にあたってですね、夕張を如何に再生していくかということで連携、協力しているということが、まず前提の、それぞれの関係であって、過去の責任の問題、これも重要な課題であると思うんですが、各大臣がですね、国も責任があるというお話をされているということを持ってですね、国も一定程度の責任をご理解する中で今これからいろいろなですね、過去もそうですけども、これからは様々なご協力を仰ぎながら協議を進めていくというふうに考えています。

●高間委員長 はい、熊谷委員。

●熊谷委員 今後に向けてなんですけれども。今はこういうことだと思うんですけども。今後

にむけて、これから1年1年市民の暮らしですとか、この決算を見ながら、この17年間、これから、あと残り16年ですか、行くというそういうスケジュールだというふうに思うんですけれどもね。その時に市民からは、このまま行くのかっていう大きな声があるっていうふうに思うんですよね。ここはフリーティングの場ですから、是非今の状況の中で本当に今滞納状況も示されてね、生活が苦しくてやっぱりなかなか思うように滞納も解消されていかないと、そういう全国的にもそういう側面はありながらやっぱり夕張市民というのは更に大きな、何ていいますかね、重荷があるというふうに思うんです。それは費用負担だけではなくてね、精神的にも非常に巨額な借金を背負うという、そういう気持ちが、何というのかな、毎日の暮らしを圧迫してるっていうんですかね、そういうことがあると思うんです。そのことを是非今後に向けて、何て言ったらいいのかな、市民がほんとにこう明るく元気にこれから暮らして行けるようなすっきりした気持ちでね、行けるようなそういう方向で是非、これからの市政をお願いしたいという要望にしておきます。

●高間委員長 はい。ほかにございますか。

はい、厚谷委員。

●厚谷委員 それでは、先ほどお配りいただいた平成22年度の市税と滞納状況一覧、こちらの方にちょっと戻らせていただきたいと思いますと思うんですが、何点か確認も含めて質問させていただきたいと思っております。

それで増減、最終的には22年度としては18件の385万ほど増になっているということで、現在のいろいろな社会情勢含めて考えるとですね、それぞれ徴収にあたられている皆さんの努力は大変なものがあるかというふうに思いますが、それと相反するところでまたなかなか、所謂、税含めて使用料ですとか納付をしづらい状況というのも出て来ているんだろうというふうに思います。その中で引き続き今年度も収納対策進められていることというふうに思いますが。実は先ほど、税務担当課長の方からです

ね、不良債権については一つの課題であるということでお話がありました。それで、私の方でも先ほど夕張市一般会計の、一般会計に限ってお話をさせていただきますますが、歳入・歳出決算書の中でいけば、市税については法的な措置も含めての不納欠損の欄に金額が計上されていると、それで使用料・手数料については、その金額はゼロということになっている訳でございます。それで、この点についてまずお尋ねしたいんですけれども、それぞれ滞納状況一覧の中に記された、所謂、滞納額は永遠に残り続けるものなのかどうか、まずこの点についてお尋ねしたいと思います。

●高間委員長 はい、担当課長。

●三浦財務課税務担当課長 先ほどの藤倉委員からのご指摘でもお答えしましたとおり、不良債権としての大きな課題を持っているということは申し上げました。この表の中で14科目ほど示している訳なんですけれども、夕張市の、所謂、債権の中はたくさんあるんですけれども、市の債権というものは基本的にこの中でですね、公債権、公の債権といわれるものと私債権、私の債権というものに大別されます。ちょっと、雑駁なまづご説明になりますけれども、所謂、公債権と言われる部分、この表で申し上げますと、市税、国保料、後期高齢者、介護保険料等につきましてはですね、公法上の債権と言われておりまして、滞納処分等、基本的にできる債権になってございます。そのことからですね、法的な根拠に基づいて最終的に如何ともしがたい不良債権につきましては、不納欠損という処理も可能な債権というふうに位置付けられておりますが、一方ですね、水道使用料、住宅料、貸地料、それから病院医療費負担金等につきましてはですね、所謂、裁判所の法令判断等がありましてですね、私債権、私債権というふうに位置付けられております。私債権の方になりますと、これが民法の適用を受けるということとされておりましてですね、所謂、年限を区切って時効消滅という期間がその科目によって定められておりますが、その消滅に時効の期間が到来することに

よって公債権は処分できる訳なんですけれども、私債権の方については、これが時効到来するだけでは欠損できないということを勉強いたしましてですね、実は去年から、22 年度から収納対策委員会という庁内の横断的組織がありましてですね、こちらの中で、こちらの不良債権をどうしていったらいいだろうかというような大きな課題を持ってですね、協議している経過がございまして、これらのことで実は内部的には大きな課題として協議を今進めている途中ではございます。

●高間委員長 はい、厚谷委員。

●厚谷委員 わかりました。公債権と私債権というのがあるというふうにご説明をいただいたところなんです、それで、私も今回、この決算審査特別委員会に望むにあたりまして、市外の議員さんともいろいろと話しをさせていただく機会があった訳なんです、実は例えば収納対策でいけば、それぞれ担当課の取り組みのみならず横断的な取り組み行っている自治体も最近増えてきているというふうに思います。ただ、そういう状況になれば、所謂、債権を管理するための新たなソフトですとか、システム、そういったものの導入ということも必要でしょうから、夕張の場合は現状なかなかそれは困難なんだろうというふうに思う訳なんですけれども、たまたま深川の方でも債権管理条例を作られたというお話しを実は先輩議員の方から聞きましてですね、一応、それが夕張で現在、その検討されているものかどうか、また他の自治体、私は深川の方からしかちょっと聞いてないんですけれども、他の自治体の状況も含めて、わかればちょっと教えていただきたいと思います。

●高間委員長 はい、担当課長。

●三浦財務課税務担当課長 ちょっと説明が長くなるかも知れませんが、先ほど申し上げました収納対策委員会の中でわれわれも勉強を今している途中ではございますけれども、その条例の件も今勉強中でございます。基本的にですね、先ほど申し上げた私債権の方は時効が到来しても消滅しないというご

説明を申し上げましたが、では、これ永遠にできないのかということになりますとですね、そうではなくて、債権を無きものとするための方策といいますかね、手段として三つの方法があることになっております。一つはですね、ちょっと言葉難しいんですけど、時効の援用というものがございまして。時効の援用というのは、債務者、支払っていない方ですね。債務者が時効が来たので、これは支払う義務がないので私は払わないよと主張することによって時効が援用され、債権がここで消滅するということになっております。これが一番目。二番目は、地方自治法の定めによりまして市の債権を議会の議決によって債権を放棄するという手段がございまして。これが②番目の方法でございまして。今、厚谷委員ご指摘のあった条例化という話がありましたが、議会の議決によらず市が条例を定めることによってですね、その根拠を持つことによって、これを該当させ債権を消滅させることができると、この三つの方法があります。その中で実は今全道的なことのお話もありましたけれども、昨年度末に全道の市、35 市にわたるこの不良債権の取り扱いに関する調査というのが行われた結果を基に、それも少し追跡調査をした結果が手元にございますのでお知らせをしたいと思います。申し上げました債権を管理する条例、或いは債権を放棄する条例といった名称の条例化を進めている市が最近増えてきてございます。今現在、私の掌握している段階で 35 市中、8 市が既にそれらの形の条例化を制定済みでございまして。或いは今後、制定済みとされているところが 4 市、或いは今後、検討していきたいというような回答がされているのが 4 市ほどございます。夕張市も内々にはそういったこともですね、情報を得ながら可能なものなのかどうかという検討を進めているところでありまして、これらを総体するとですね、全道 35 市中半数近くになりますけれども、こういった形の前向きな取り組みを進めている情勢にはございます。

以上です。

●高間委員長 はい。よろしいでしょうか。

はい、厚谷委員。

●厚谷委員 状況についてはわかりました。それで、一応、決算書の方を拝見してもわかるんですけども、その辺の取り扱いが今後のそれぞれ費目ごとの収入、或いは未収の状況含めていろいろ影響出てくる場所だというふうに考えたところでありますので、是非ですね、条例化ということに関して言うと相当時間も、その準備もかかるものだろうというふうに思いますが、全道的な状況も把握されながら条例化についても是非ご検討いただければということで、これは意見として申し上げておきたいと思っています。

以上です。

●高間委員長 はい。はい、担当課長。

●三浦財務課税務担当課長 先ほど一つ答弁漏れがあったように思います。そういった意味でですね、法的な認められている公債権につきましては、昨年におきましてもきちんとした基準というか、則ったものについては不納欠損処理は行っている実態でございます。但し、今勉強中でございますが、先ほどありました住宅料ですとか、水道料につきましてはですね、これが簡単に欠損できるものではないということが、今勉強段階ではわかってきておりますので昨年、一昨年の段階からですね、私債権の方の欠損処理については凍結をしているという実態でございまして、不納欠損額が決算書には記載されていないという状況でございます。

●高間委員長 はい。ほかにございますか。

はい、大山委員。

●大山委員 決算ということで一点質問させていただきます。

以前、第三セクターで運営をしておりました紅葉山の施設の件ですが、これは売却されたということですが、その処理がまだ終わっていないということなんですけども、その辺の経過についてちょっとお聞きしたいんですが。

●高間委員長 はい、課長。

●石原財務課長 ただいまの大山委員の質問につ

いては、紅葉山というふうにおっしゃいましたけども、農産物処理加工センターということでもよろしいですか。それでは、22年度の決算ということなんで、当時の担当の私の方からお答えさせていただきます。

まず、契約から平成 22 年度までの主な経緯についてちょっと改めて説明をさせていただきます。まず、平成 22 年 1 月 14 日に当時株式会社アンサーと公有財産の売買契約を締結したところであります。その後、ユウバリ株式会社というふうに会社の名前を改称しております。そして、同年 3 月 31 日の売買代金の支払期限、これは契約期限ですけども、それまでに契約額の支払いが実行されなかったという事実でございます。更に、9 月にはユウバリ株式会社社長名で今後の支払い割賦計画、分割ということなんですけど、その内容を示した顛末書と資金供給を行う会社の確約書の提出がそれぞれあったところであります。その後 10 月分として 250 万、11 月分として 600 万円をその計画書どおり納入、実行されております。しかしながら、その後 12 月分からの支払いにつきましては融資会社の業績上の問題からという理由で資金の提供が困難となって支払いができなくなったんで待って欲しいという連絡があったところです。そこで社長は、そういうことを踏まえまして直ちに公認会計士を仲介人として新たに出資者を求めて交渉を行いまして、その結果、その出資者に対してですね、合意を一応つけまして 3 月下旬までに出資を行っていただき 3 月 31 日までに夕張市に全額残金を決済したいと、支払いたいということで報告を受けていたところであります。しかしながら、3 月 29 日ですけども、東日本の大震災、この影響等で新規であります出資者がちょっと延期をすると、3 月 31 日はいろいろその会社の経営状況も震災の影響を受けたということもあって延期をしたということの連絡を受けたところでございます。ということで、3 月 31 日まで、22 年ですね、23 年 3 月 31 日までには全額は納入になっていないというところが、この決算書にも出ている訳でありますけども、21 年度決算での未収金では 3,416 万 7,000 円ございました。そして、先

ほど説明しましたように 22 年度中には 850 万円を納入されておりますんで、差し引き 2,566 万 7,000 円が平成 22 年度決算における不動産売払収入で未収金となっていることは決算書のとおりでございます。

以上でございます。

●高間委員長 はい、大山委員。

●大山委員 それで、2,500 万円余り未収ということなんですが、市の考え方っていうか、どういうふうにこれを考えているのかというのをお聞きしたいんですが。

●高間委員長 はい、課長。どちらでも。課長で返答よろしいですか。はい、お願いします。はい。

●木村産業課長 先日も報告したとおりですね、その後、常に催告を続けておりまして、6 月に一部納付がありまして、それで昨日も一部納付が今あった状況でございます。それで計画書の提出が 6 月にされたっていうことがありまして、11 月が最後残金の最終支払い月となっておりますので、この月まで一応催告を続けていきまして、その状況を踏まえて最終的に市の今後のあり方について結論を出したいと考えております。

●高間委員長 はい、大山委員。

●大山委員 現時点では、その後の、11 月末ですか、その後のことっていうのは全く想定はされてない状況ですか、今は。11 月末で全額納付されればこれは一番いいんでしょうけども、そうじゃなかった場合っていうことは今の時点ではまだ検討はされてないということですか。

●高間委員長 はい、課長。理事、はい。

●高島理事 大山委員のご質問にお答えをいたします。

11 月末以降というご質問ですが、まずはそれまでですね、今産業課長から申し上げましたとおり、ねばり強く継続して一部納入続けていくということが大事であろうというふうに考えております。11 月 30 日というのはですね、相手方が支払いの計画書を出してきたというものの一定の区切りになろうかと思えます。その時点ですでね、それまでの支払いの実

績等々勘案いたしまして、その後の取り組み、市としての対応、これが決まるものというふうに考えております。

●高間委員長 はい。まだありますか。もし、あれば午後からにしたいと思えますけれどもよろしいですか。はい、それじゃ大山委員の質問は午後からということで、ここで昼食ですね、昼食の休憩を取りたいと思えます。

では、午後からの再開は 1 時といたしますのでよろしく願いいたします。

午後	12 時 00 分	休憩
午後	1 時 00 分	再開

●高間委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、委員会を開催いたします。

それでは、中途でありました大山委員から質問を受けます。

はい、大山委員。

●大山委員 それでは、先ほどの続きを始めたいと思えます。

いずれにしても契約が履行されていないっていうことは非常にこれ問題なことだとは思いますが、この先市にとって最善の方策でこの問題に取り組んでもらいたいということを思っております。これは一応要望です。

以上でございます。

●高間委員長 はい。では、ほかにございますでしょうか。

以上で説明に対する質問並びに大綱的な質疑が終わりましたので、決算書の一般会計の歳出により審査してまいります。

2 ページから 32 ページまでの間には、各会計の決算状況が記載されておりますが、款・項のみでありますので、事項別明細書によって審査してまいります。

93 ページをお開きください。

1 款議会費、94 ページまでであります。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

次、

2 款総務費、95 ページから 109 ページまでです。

〔発言する者なし〕

次、参ります

3 款民生費、110 ページから 120 ページまで。

はい、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

4 款衛生費、121 ページから 128 ページまで。

●高間委員長 はい、角田委員。

●角田委員 123 ページ。ここにですね、子宮頸がん等ワクチン接種委託料ということで額があがっております。支出の方を見ると 135 万程度の支出にとどまっているんですが、これらの事情について説明願いたいです。

●角田委員長 はい。はい、福祉課長。

●池下福祉課長 子宮頸がん等のワクチン接種がありますが、これは 22 年度は 3 月から開始したため件数が少なくなっております。当初は 22 年度、23 年度で市町村が行う部分について道は補助するという部分で、それで夕張市としてもいつからってという部分で検討して 23 年度からという形で当初考えてたんですけども、他の市町村等も 22 年度から始めるということで、夕張市においても 22 年度から行って、対象者がそのぶん数が少ないものですから、結局は件数的にも少なくなったということです。

●高間委員長 はい、よろしいでしょうか。

はい、担当主幹。

●濱中保健福祉課主幹 更にですね、3 月の時点に、既に新聞報道でご承知かと思うんですが、ヒブワクチンにつきましては、同時接種によるですね、死亡が発生いたしました。それで、一時接種をですね、中断いたしました。子宮頸がんワクチンにつきましては、供給量がですね、追いつかなくて、これも年度中供給をですね、延期いたしました。そういう事情を重なりましてですね、実績といたしまして

は当初ヒブで 51 人、肺炎で 51 人、子宮 30 人見込んでおりましたが、結果としましては、それぞれ 6 人、3 人、8 人というような状況になっております。それらの方につきましては、制度上、翌年度、今年度に制度は延長されておりますので、引き続きですね、今年度予算で執行しております。

以上です。

●高間委員長 はい、よろしいでしょうか。

はい、次まいります。

5 款労働費、129 ページ。

はい、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

6 款農林業費、130 ページから 131 ページまで。

〔発言する者なし〕

7 款商工費、132 ページから 133 ページ。

●高間委員長 はい、角田委員。

●角田委員 132 ページの一番下にあたります交流定住人口・産業活用ということでコーディネーター育成委託料ということの委託料がございます。これは多分今年度かな、来年度で制度上は終わりということになろうかと思うんですが、これら委託した中で、所謂、業務評価も含めてですね、今後の方針にも繋がっていくと思われますので、これらの委託料支払ったうえでどういう成果を得て、今後どういう形で繋げて行きたいかということのご方針があれば伺いたいところです。

●高間委員長 はい、市民課長。

●芝木市民課長 交流定住人口・産業活用コーディネーター育成委託料に関しましては、委員ご存知のとおり国のふるさと雇用再生特別事業を活用しまして平成 21 年から 23 年度までの 3 年間ということで事業を委託しておるものでございます。こちらの方、単年度、単年度の契約となつてございますが、一応 3 年間ということで事業者に年度、年度の報告を受けながら委託を行っておりまして、22 年度の報告についても 23 年度の当初予算の予算審査の中でですね、概要の報告については述べさせていただいたところでございますが、主な内容としましては観

光案内センターの設置、それからホームページの運営、後は観光に関するですね、様々なイベントの発掘等々を行っておりまして、実績についても、今ちょっとと数字は手元にございせんが、確認しており行っておるところでございます。

次年度以降の方針につきましてはですね、ちょっと私の口からはちょっと申せませんので、22 年度までの報告についてはこの辺で終わらしていただきたいと思います。

●高間委員長 はい、角田委員。

●角田委員長 今後のことについては市長も折角おられておりますので、今の説明については了解いたしました。

今、所謂、観光業だとか、本来であれば商工会議所も含めてですね、やはり夕張の活性化を仕掛けていくところの団体にはやはり積極的に、財源も含めてですね、措置をして行かなければいけないと私は考えてます。そこで、現在のところ商工会議所についても以前は、破綻前はですね、額でいうと 700 万程度いろんな行事を組んでもらうということと、それらを活用してですね、地元の経済の活性化に役立っていたという実績はありながらも、破綻以降は市としては会議所に対して、そういう支援は出ていない現状があります。これは現状です。その中で、このコーディネーター育成も含め、商工会議所も含め、今後ね、市長はこれからまだ任期が 4 年近くまだ残っている訳ですから、そういう取り組みもやはり実情の中でやはり地元の経済を発展させるための仕掛けも、これからいろいろと国、道に対しても理解を求めて行って欲しいと私は願っているんですが、その辺の見解を今後どうしていくのがいいのか、相手方のあることですから、市長の思いを聞かせていただければと思います。

●高間委員長 はい、市長。

●鈴木市長 角田委員のご質問にお答えいたします。

観光事業についてはですね、財政破綻以降、市としての投資というのが難しい現状がございます。そ

ういった中、補助事業等を活用してですね、市として財政負担が伴わない事業について、地域の皆さんにご協力を仰ぎながら実施した経緯がございます。市としてですね、そういった事業に対して直接的な資金の導入ということがなかなか難しい現状がございますので、道や国とそういったですね、補助の枠組みを利用する中でですね、積極的な展開、または首都圏と連携ということもお話しさせていただいてますが、ここの部分も PR 活動においては大きな効果を生むものというふうに認識しておりますので、今再生団体としてですね、地域活性化のために出来ることというのを積極的に発掘しながらですね、今実施している事業もある意味では新しい人材育成にはなっておると思いますし、そういった能力もですね、それぞれかね備わってくる中でですね、それを事業を中心によって失うことのないようにですね、大切にそれは行政としても後押しをして行きたいというふうに考えております。

●高間委員長 はい、角田委員。

●角田委員長 ちょっとですね、これ実例を挙げるとですね。例えば札幌商工会議所なんかは、札幌に限らず北海道の企業であればどこでもいいという格好で采を投げてですね、東京のイベントに北海道代表として、所謂、面倒見てもらったり、やはり会議所という立場があればいろんなところでのチャンス、夕張だけでは出来ないことも含めていろんなチャンスの部分を請け負える組織であります。会議所というのは。そういうことも含めましてですね、本当の意味合いでの再生を本当に行っていくことであれば、やはり地場産業、積極的にアピールする。そのアピールする窓口は行政であったり、会議所であったりするんですけども、やはり多くの手立てを要しないとチャンスというのはいつ掴めるかわからないものでありますので、これは今後の課題といたしまして、早急に何とかこころの会議所なり、行政がですね、地場産業に対してより積極的にいろんな形でイベント参加だったり、そういうところの、所謂、糸口を掴む努力をしていかないと、今いる人

口の中で、じゃ商いをしてくださいと言ったところで、これなかなか難しいものがあります。やはり外に向かって業を発展させていくような形でないと、やはり雇用の場でもあり、業を継続することがなかなか難しいのが現状でありますので、是非この部分については市長も頭に置いていただいてですね、積極的に会議所なり、行政の中にそういうセクションをしっかりと作っていただいて、地元夕張でその業をなさる方々にですね、こちらからどんどん発信してチャンスありますよ、どうですかという形でやっていただきたい。これは要望になりますので、何とか窓口を多く持てるようにお願いしたいところがあります。要望です。

●高間委員長 はい。では、次参ります。

8 款土木費、134 ページから 141 ページまで。

はい、厚谷委員。

●厚谷委員 確認の意味も含めて、一点ちょっとお尋ねをしたいと思いますが。

135 ページ、道路橋りょう維持費の需要費でございますけれども、不用額として 800 万程残っておりますが、それで、金額のことについてお尋ねしたい訳ではなくて、恐らく市道の維持補修に関わる経費がここに含まれていると思うんですけれども、市民の方からも市道の修繕要望というのは非常に多い部分だというふうに思いますが、それでですね、この修繕に対応する、その対応方針なんですけど、例えば計画的に今年度についてはこの部分をやっていくというような対応されているのか、それとも市民の皆様からの要望に基づいて、急を要するところ、そういったところから先に対応しているのか、その対応方法についてお尋ねしたいと思います。

●高間委員長 はい、建設課主幹。

●熊谷建設課主幹 需要費の残額 800 万程の金額、残額につきましてはですね、大きくは光熱水費の電気料が主に占めております。光熱水費につきましては、電気料の中でロードヒーティング、外灯等の部分がございます。ロードヒーティングにつきましては、市内 14 ヲ所、3,924 平米の維持管理をこの光熱

水費でやってる訳なんですけど、降雪状況にも関わりますけども、冬季前の気温が下がった時だとか、パトロールを随時行って、電気の入り・切りを手動で行って、電気の節約等を試みております。

また、道路維持等の修繕料に関わるものなんですけども、計画修繕的なものはございません。とりあえず、発生主義的な危険箇所をいろいろ要望を受けただ中で優先順位等をありまして、その中から修繕を随時実施しているところでございます。

●高間委員長 はい、よろしいでしょうか。

はい。では、次参ります。

はい、財務課長。

●石原財務課長 今回の件でちょっと補足説明させていただきます。

今のご質問の中で再生計画に関することということで受けとめておりますので、その点についてちょっと説明をしたいと思いますが。

今主幹が申しましたように道路橋りょうの修繕料として、毎年度経常的に 2,000 万円の予算を、計画を計上しております。それで、その他臨時的な大きなものがありましたら、その都度発生主義でやろうという方向で行っております。

以上です。

●高間委員長 はい、ありがとうございます。

では、

9 款消防費、142 ページから 145 ページまで。

〔発言する者なし〕

次、

10 款教育費、146 ページから 159 ページまで。

〔発言する者なし〕

11 款公債費、160 ページ。

〔発言する者なし〕

12 款諸支出金、161 ページ。

〔発言する者なし〕

13 款予備費、162 ページ。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、次に歳入に入ります。

41 ページをお開きください。

1 款市税、44 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

2 款地方譲与税、45 ページ。

〔発言する者なし〕

3 款利子割交付金、46 ページ。

〔発言する者なし〕

4 款配当割交付金、47 ページ。

〔発言する者なし〕

5 款株式等譲渡所得割交付金、48 ページ。

〔発言する者なし〕

6 款地方消費税交付金、49 ページ。

〔発言する者なし〕

7 款自動車取得税交付金、50 ページ。

〔発言する者なし〕

8 款地方特例交付金、51 ページ。

〔発言する者なし〕

9 款地方交付税、52 ページ。

〔発言する者なし〕

10 款交通安全対策特別交付金、53 ページ。

〔発言する者なし〕

11 款分担金及び負担金、54 ページ。

〔発言する者なし〕

12 款使用料及び手数料、55 ページから 60 ページまで。

〔発言する者なし〕

13 款国庫支出金、61 ページから 67 ページまで。

〔発言する者なし〕

14 款道支出金、68 ページから 76 ページまで。

〔発言する者なし〕

15 款財産収入、77 ページから 78 ページまで。

〔発言する者なし〕

16 款寄附金、79 ページ。

〔発言する者なし〕

17 款繰入金、80 ページから 81 ページまで。

〔発言する者なし〕

18 款繰越金、82 ページ。

〔発言する者なし〕

19 款諸収入、83 ページから 88 ページまで。

〔発言する者なし〕

20 款市債、89 ページから 90 ページまで。

〔発言する者なし〕

次に、163 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書が、また 164 ページから 165 ページの間には職員手当等の内訳が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、国民健康保険事業会計に入ります。

183 ページをお開き願います。このページから 197 ページまで歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。

168 ページから 180 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、198 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書並びに職員手当等の内訳が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、市場事業会計に入ります。

206 ページをお開き願います。このページから 207 ページまで歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。

201 ページから 203 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、208 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、老人保健医療事業会計に入ります。

219 ページをお開き願います。このページから 222 ページまで歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。
211 ページから 216 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、223 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、公共下水道事業会計に入ります。

233 ページをお開き願います。このページから 237 ページまで歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。
226 ページから 230 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、238 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書並びに職員手当等の内訳が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、介護保険事業会計に入ります。

253 ページをお開き願います。このページから 265 ページまで歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。
241 ページから 250 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、266 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書並びに職員手当等の内訳が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、診療所事業会計に入ります。

274 ページをお開き願います。このページから 275 ページまで歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。
269 ページから 271 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、276 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、後期高齢者医療事業会計に入ります。

285 ページをお開き願います。このページから 289 ページまで歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。
279 ページから 282 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、290 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書並びに職員手当等の内訳が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、水道事業会計について一括して審査に入ります。

〔発言する者なし〕

次に、291 ページをお開き願います。

このページから 296 ページまでは財産に関する調書でありますので、ご覧願います。

以上で説明に対する質問及び決算書の審査がすべて終わりましたので、これより証書類の審査を行います。

この審査時間は、15 分程度とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのように決定してまいります。

それでは、直ちに審査に入ります。

〔証書の審査〕

●高間委員長 それでは、皆様席に着かれたようなので少し早いんですけども、始めてまいりたいと思います。

証書類の審査につきまして何か質問、意見等ありませんか。

はい、藤倉委員。

●藤倉委員 只今、証書類を確認してもらいました。全体的な、総括的にちょっとご質問したいんですけども、特に監査委員の方にお尋ねいたします。

ご承知のように監査委員の皆さんの権限といいますかね、責務、権限が非常に大となっている今議会構成でありますけども、22 年度の審査報告を私は見せてもらいまして、長らく申し上げられませんが、22 年度の決算につきましては、2 ページの冒頭に書いてありますように歳入の徴収の強化、それから歳出の削減で 5 億 1,700 万円の黒字となったと。こういうところから始まりまして、最後のまとめ、ここでちょっとお聞きしたいんですけども、監査委員はこのように述べておられます。最後の方に、現在本市の再生団体としての再生計画の遂行も重要ではあるが、こうですね、再生計画の遂行も重要ではあるが、行政の根幹である医療体制やライフラインの整備、新しいまちづくり等々、課題は山積しておりますと、このように述べております。その後、言葉なき言葉ですけど、再生計画の遂行は重要であるけども、しかし、行政の根幹である医療、新しいまちづくりの課題がたくさん溜まってますよと、これを指摘すると同時に借金、所謂、借金返済を重視のあまり、新しいまちづくりの資金運用を忘れるなど、こういうことを、言葉でありませんが、意図するところは、そういうことをおっしゃっておられるのか、どうかということでご参考までにお聞かせ願えればありがたいと思います。見解をお聞かせいただければ。

●高間委員長 はい、それでは松倉監査委員。

●松倉監査委員 今、藤倉委員がおっしゃったようにですね、まったく言葉どおり、ここにまとめたとおりなんです。監査としてはそのように押さえてま

す。

●高間委員長 はい、藤倉委員。

●藤倉委員 この、今の文章を読んでおりますと、私が申しあげました借金返済重視のあまり、新しいまちづくりのための資金運用が重要でありますということとその文の中に有してあるということでございますね。

●高間委員長 はい。

●松倉監査委員 はい、まったくそのとおりです。今の状況の中では、もう夕張市としてはですね、金銭的に、予算的にどうすることも出来ない状況というのも承知しておりまして、ここの文言に書かせていただいたとおり、取り組んでいく希望として述べています。

●藤倉委員 はい、見解ありがとうございます。

以上です。

●高間委員長 はい。ほかにはございませんでしょうか。

以上ですべての審査が終わりましたので、直ちに審査結果の取りまとめに入ります。

本会議に報告する委員長の口頭並びに文書報告の文案につきましては、正副委員長にご一任願いたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

異議がありませんので、正副委員長に一任願います。

なお、委員長の口頭並びに文書報告につきましては、この会議の全文が会議録に登録されますので、結果のみの報告とすることとしておりますので、あらかじめご含みおきます。

次に、採決を行います。

認定第一号ないし第九号の九案件については、これを認定すべきものとして決定して、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ声あり〕

それでは、異議がありますので、起立によって採決いたします。

本九案件について、認定することに賛成の方の起

立を求めます。

はい、起立多数であります。

したがって、本九案件については、いずれもこれを認定すべきものと決定してまいります。

以上ですべて終了いたしましたので、これをもって本委員会を閉じます。

午後 1 時 45 分 閉会

夕張市議会委員会条例第 24 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会決算審査特別委員会

委 員 長

そ

の

来

年から実質的にスタートしていく再生計画について

は

